

札幌市における公立夜間中学の設置を求めて

—すべての人に「生活に必要な基礎学力」を

白倉 汎子

◇ 札幌遠友塾自主夜間中学の三〇年

札幌遠友塾自主夜間中学は一九九〇年に開校され、二〇二〇年には開校三〇年を迎えます。

この間、「学ぶことが生きることの証と喜びになる」を掲げて、毎週水曜日の夜、向陵中学校（札幌市中央区）を学ぶ場として、一〇代から九〇代までの八〇名近い受講生が、四教科を一日二教科、八十数名のスタッフとともに学び合ってきた。戦中戦後の混乱期に義務教育から疎外された人、学び直しを求める人、一〇代の受講生、日本で生きる外国から渡日した人との学びと交わり合いは、お互いの良い刺激ともなり、学びへの意欲・生活上の意欲を高めてくれます。「生きていくことができる」、「学びは楽しい」、「買い物で消費税の計算ができる」、「街中の看板が読めた」、「名前を漢字で書けるようになった」などの受講生の声は生活者としての喜びであり、日常生活の不便を解消する自信につながります。学びの保障はこの社会で生きていくための必然であり、スタッフに

とつても受講生が抱えてきた苦難の背景と課題が見えてきます。

設立以来の学びの場であった札幌市民会館が耐震構造の問題から閉鎖となり、二〇〇七年、札幌市教育文化会館に移りましたが、受講生からの「学校の校舎で勉強したい」と願う要望にスタッフは応えるべく動き出しました。現在の向陵中学校に決まるまでには、受講生・スタッフが一丸となった各方面への働きかけがあり、当時の上田市長はもとより市議会、教育委員会とは何度も話し合い、諸団体等にも理解と協力を求めました。実現には、特に札幌市教職員組合の尽力と、向陵中学校の温かい協力がありました。

◇ なぜ夜間中学が必要なのか

義務教育を終えていない受講生にとつて、「公立の中学校で学びたい」という願望は当然です。向陵中学校の教室で机をなでながら「卒業証書」が欲しいと訴えていた受講生の姿が目につかびます。広い北海道には、諸事情で学びから取り残され

てきた人々が大勢います。本来は夜間中学はあつてはならない中学ですが、政治と社会のゆがみ、戦中戦後の混乱、貧困、差別、いじめなどにより、学ぶ権利を奪われ、社会生活全般で不利益をこうむっている人たちがいるのは事実です。国勢調査の設問は「小中卒業」となっており、二〇〇〇年の国勢調査では北海道の未就学者（小学校を卒業していない人）は七三七四人ですが、中学校卒業者まで含めると、正確な調査は行われておらず不明で、約七万人と推定されています。また、この数字には「形式卒業者」は含まれていません。実質的に基礎教育を受けてこられなかった人たちの実態把握ができるよう、「小学校卒」と「中学校卒」とを分けた調査項目にするべきです。

憲法第二六条には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とあり、教育権はすべての人に平等に備えられてあるはずで

◇ 道内の公立夜間中学の設置に向けた取り組み

北海道で「公立夜間中学」の設置を求める具体的な動きは、二〇〇七年に設立された「北海道に夜間中学をつくる会」が中心となって進められてきました。この会が北海道におけるセンター校の役割を担う公立夜間中学の設置を求める要望書を札幌市長に提出し、その後、札幌市議会でも三度、北海道議会でも二度、同趣旨の国に対する意見書

が可決されました。

また、全国から「北海道に公立夜間中学のすみやかな設置を求める意見書」が一六七通も寄せられ、札幌市と北海道の教育委員会に提出されました。

この間、二〇一六年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」が制定されましたが、「不登校対策法」とも呼ばれる内容です。三年後の見直しに当たる現在、見直しを求める多くの要望が全国各地から国に提出されています。

二〇一七年には法律に則り「基本方針」が策定され、この中で、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学を設置するよう求めるとともに、設置に向けた準備支援のための「協議会」の設置を促しました。

北海道では道教委が二〇一七年一月一七日、札幌市に協議会を設置しました。これまでにすでに五回開催され、六回目が二〇二〇年二月三日に開催される予定です。構成員は一三名で、道教委、札幌市教委、近隣市教委の担当者をはじめ、高校や中学の校長、大学教授、PTA等、札幌遠友塾自主夜間中学の代表で構成され、「北海道に夜間中学をつくる会」はオブザーバーとして参加し、司会・進行は道が務めています。

◇ 札幌市に公立夜間中学の設置が決定

札幌市教育委員会は二〇一九年の第三回定例市議会で、札幌における公立夜間中学の設置につい

て、「令和四（二〇二二）年四月開校」を目指す旨答弁し、第五回協議会でも報告され、札幌市での設置が決まりました。また、市教委は二〇二〇年度に規模や場所、教育課程の概要を含む「基本計画」を策定するとしており、設置に向けた準備予算が三〇〇万円計上されました。

協議会は五回を終えましたが、具体的な諸課題・対策の協議はこれからです。構成員からは、「夜間中学の必要性の有無を確かめる」、「対象を絞る」などの意見も出しましたが、公立の夜間中学を必要としている人が入学を希望する限り、入学希望者を差別・選別するのは憲法に反し、学ぶ権利を侵します。「無条件で迎えるべき」とする札幌遠友塾やつくる会からの発言は当然で、尊重すべき要望です。第六回以降の協議会では具体的内容に踏み込み、真摯な協議を期待します。

道議会でも二〇一九年の第四回定例会で、木葉敦道議（民主・道民連合）が「本道における公立夜間中学のあり方」、「市町村の役割分担」、「札幌以外の地域に設立」などについて質問し、教育長からは「札幌市の円滑な開校準備を支援」、「自主夜間中学が開校している地域の教育委員会と必要性について意見交換している」、「協議会で協議を重ねる」などの答弁がありました。

◇ 北海道にふさわしい公立夜間中学の実現へ

公立夜間中学の設置にあたって留意すべき点と

して、まず設置場所は交通の便の良いところとし、エレベーター、車椅子使用可能トイレ、手すりやスロープも必要です。一方で、仕事を終えて通う人への給食（補食）の提供、近郊からの通学生や交通費負担の困難な人への支援など、一人ひとりの実情や意向に合わせた最善の支援も必要です。在学年限の柔軟な設定、外国からの渡日者に対する日本語指導員や通訳の配置、養護教員の配置も欠かせません。さらに、少人数のクラスの保障、教育課程の柔軟な編成が必要で、自主教材の作成・使用を認め、多様な学びを保障するべきです。

この広い北海道に公立の夜間中学が札幌に一校では、学びから疎外されてきた人々の学習権が十分に保障されず、差別助長につながりかねません。二〇二二年に札幌に開校した次は、自ら声をあげられない多くの地域の人々のために、各地域の教育委員会が「公立夜間中学」の開校に向けた準備に取り組まれるよう期待します。また、学びから疎外されて不自由な生活を強いられ苦悩してきた全ての人々が、どこに住んでいても基礎的学びで得る喜びと生活権・人権を回復できるような教育政策を切望します。

白倉汎子（しらくら ひろこ）

札幌遠友塾自主夜間中学の存在を知らなかった当時、「北海道に夜間中学をつくる会」設立準備の新聞記事を見て、つくる会結成に関わり、夜間中学の実情を知るために札幌遠友塾のスタッフとなる。学年の会計を担当。